

書籍訂正情報

2024年版 出る順社労士 必修過去問題集

①労働編

(2024/04/24 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2024年版 出る順社労士 必修過去問題集①労働編」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

-
- ・ 2024/01/16 更新分… p.1～4
 - ・ 2024/01/23 更新分… p.5
 - ・ 2024/04/24 更新分… p.6～9
-

【2024/01/16 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P64 問 7 ア肢 解説 4 行目	…、主たる生計の維持者 <u>ではないではないこと等</u> を理由とすることの意で あり、…	…、主たる生計の維持者 <u>ではないこと等を理由と</u> することの意であり、…
訂正	P72 問 11 C肢 解説 1 行目	C 正 本肢のとおりで ある(昭 22.9.13 発基 17 号)。なお、…	C 正 本肢のとおりで ある(昭 63.3.14 基発 150 号)。なお、…
訂正	P76 問 13 B肢 解説 1 行目	…、その実態において使用 従属関係が認められる ときは、…	…、その実体において使用 従属関係が認められる ときは、…
訂正	P78 問 14 C肢 解説 7 行目	…「監禁」に該当する(昭 22.9.13 発基 17 号)。	…「監禁」に該当する(昭 63.3.14 基発 150 号)。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P91 問 21 B 肢	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

B 労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。なお、本問において、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含ないものとする。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P92 問 21 解答	正解 <u>A</u>	正解 <u>A・B</u>

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P92 問 21 B 肢 解説	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

B 正 本肢のとおりである(令 5.10.12 基発 1012 第 2 号)。本肢の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」には、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲が含まれており、当該変更の範囲とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいう。したがって、本肢の将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務についても明示する必要がある。なお、当該「就業の場所及び従事すべき業務」には、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれない。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P242 問 18 E 肢 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

E 正 本肢のとおりである(法 60 条、労働安全衛生法施行令 19 条)。製造業(たばこ製造業、繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)を除く)は、職長等教育の対象業種である。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P348 問 18 B肢 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

B 正 本肢のとおりである(令 5.9.1 基発 0901 第 2 号)。なお、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責, 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など, 態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を反復・継続するなどして執拗に受けたときは, 心理的負荷の程度は「強」になるとされている。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P479 問 4 問題 2 5 行目	…負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き <input type="checkbox"/> D 賃金の支払を受けることができなかった被保険者については, …	…負傷その他厚生労働省令で定める理由により <input type="checkbox"/> D 賃金の支払を受けることができなかった被保険者については, …
訂正	P514 問 4 A肢 解説 5 行目	…, 年末年始の休日や夏季休暇等の特別休日（すなわち, 週休日 <u>氏</u> の <u>他</u> 概ね 1 か月以内の…	…, 年末年始の休日や夏季休暇等の特別休日（すなわち, 週休日 <u>その他</u> 概ね 1 か月以内の…
訂正	P753 問 48 E肢 解説 3 行目	…, 労働保険事務組合ごとに, <u>千万円</u> 又は常時 15 人以下の労働者を使用する事業の…	…, 労働保険事務組合ごとに, <u>1千万円</u> 又は常時 15 人以下の労働者を使用する事業の…

【2024/01/23 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P488 問6 【解説】 11行目～13行目	なお, 同法第18条第1項, 第2項の規定による貸金日額の最低限度額(自動対象変更額)は <u>2,610円</u> , 同法同条第3項の規定による最低貸金日額は <u>2,657円</u> とする。	なお, 同法第18条第1項, 第2項の規定による貸金日額の最低限度額(自動対象変更額)は <u>2,700円</u> , 同法同条第3項の規定による最低貸金日額は <u>2,746円</u> とする。

【2024/04/24 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P424 問 52 C肢 解説 4行目・5行目・6行目	…，小学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額 <u>1万4千円</u> 、中学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額 <u>1万8千円</u> (ただし通信制課程に在学する者である場合にあつては対象者1人につき月額 <u>1万5千円</u>)とされており、…	…，小学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額 <u>1万5千円</u> 、中学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額 <u>2万1千円</u> (ただし通信制課程に在学する者である場合にあつては対象者1人につき月額 <u>1万7千円</u>)とされており、…
訂正	P424 問 52 D肢 解説 4行目	…，その額は、対象者1人につき月額 <u>1万4千円</u> とされている。	…，その額は、対象者1人につき月額 <u>1万5千円</u> とされている。
改正	P609 問 50 A肢 2行目～3行目	…，当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>1か月</u> 前までに、…	…，当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>14日</u> 前までに、…
改正	P614 問 52 E肢 解説 2行目	…，当該専門実践教育訓練を「開始する日の <u>1箇</u> 月前まで」に、…	…，当該専門実践教育訓練を「開始する日の <u>14</u> 日前まで」に、…

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P685 問 17 D肢	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

D 建設の事業における令和6年度の雇用保険率は、令和5年度の雇用保険率と同じく、1,000分の18.5である。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P686 問 17 解答	正解 <u>なし</u>	正解 <u>D</u>
	訂正箇所	訂正後	
改正	P686 問 17 D肢 解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

D 正 本肢のとおりである(法 12 条 4 項ほか)。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P693 問 21 B肢 3行目	…, 令和 <u>5</u> 年度の雇用保険率は, 一般の事業では, 1,000 分の 13.5 とされている。	…, 令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率は, 一般の事業では, 1,000 分の 13.5 とされている。
改正	P693 問 21 E肢 5行目	…, 令和 <u>5</u> 年度の厚生労働大臣の定める率は, 事業の種類にかかわらず一律に 1,000 分の 5 とされている。	…, 令和 <u>6</u> 年度の厚生労働大臣の定める率は, 事業の種類にかかわらず一律に 1,000 分の 5 とされている。
改正	P694 問 21 B肢 解説 1行目	B 誤 一般の事業における令和 <u>5</u> 年度の雇用保険率は, …	B 誤 一般の事業における令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率は, …
改正	P694 問 21 E肢 解説 1行目	E 誤 令和 <u>5</u> 年度の第 3 種特別加入保険料率は, …	E 誤 令和 <u>6</u> 年度の第 3 種特別加入保険料率は, …
改正	P695 問 22 A肢 4行目	…, 令和 <u>5</u> 年度の保険年度 1 年間における第 1 種特別加入保険料の額は 17,520 円となる。	…, 令和 <u>6</u> 年度の保険年度 1 年間における第 1 種特別加入保険料の額は 17,520 円となる。
改正	P695 問 22 C肢 3行目	…, 当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても令和 <u>5</u> 年度の保険年度 1 年間における第 2 種特別加入保険料の額が 227,760 円を超えることはない。	…, 当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても令和 <u>6</u> 年度の保険年度 1 年間における第 2 種特別加入保険料の額が 227,760 円を超えることはない。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P695 問 22 E肢 4行目	…、令和 <u>5</u> 年度の保険年度 1 年間における第 3 種特別加入保険料の額は 39,420 円となる。	…、令和 <u>6</u> 年度の保険年度 1 年間における第 3 種特別加入保険料の額は 39,420 円となる。
改正	P696 問 22 C肢 解説 5行目・7行目	…、令和 <u>5</u> 年度における第 2 種特別加入保険料率は、最も高いもので 1,000 分の 52(林業の事業)であるため、令和 <u>5</u> 年度の第 2 種特別加入保険料の額は、…	…、令和 <u>6</u> 年度における第 2 種特別加入保険料率は、最も高いもので 1,000 分の 52(林業の事業)であるため、令和 <u>6</u> 年度の第 2 種特別加入保険料の額は、…
改正	P789 問 2 選択肢 ⑤	⑤ <u>25</u>	⑤ <u>23</u>
改正	P790 問 2 【解 答】 空欄 B 解答	B ⑤ <u>25</u>	B ⑤ <u>23</u>
改正	P790 問 2 【解 説】 6行目	…、 <u>25</u> 歳未満の在職者が技能検定を受ける際の受検料を一部減額するようになった。	…、 <u>23</u> 歳未満の在職者が技能検定を受ける際の受検料を一部減額するようになった。

以上